

外国人雇用啓発月間を契機とした外国人労働者の適正な雇用管理等に関する協力のお願い

平素は、三重県における労働行政の推進に格別のご配意を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の外国人労働者数は令和7年10月末現在、前年同期比3,145人増の40,236人で平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しているところであり、外国人労働者の適正な就労環境の整備と外国人との共生社会の実現に向けて、就労・生活の両面から一体的な支援等のさらなる推進が求められるところです。

毎年6月は「外国人雇用啓発月間」とされていることから、これを機に、改めて事業主の皆様に対し、外国人労働者に関する適切な雇用管理等に関するご協力をお願いいたします。

つきましては、下記の事項についてご理解いただき、会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

一 適正な雇用管理等

事業主は、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」等に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善に取り組むことが求められます。

外国人雇用状況の届出を徹底していただくとともに、適正な労働条件や安全衛生の確保、妊娠、出産の際における適正な措置、その他の雇用管理の改善並びに解雇等の予防及び再就職援助への取組により、外国人労働者が安心してその能力を発揮できる職場づくりを進めていただきますようお願いいたします。

二 職場における日本語教育の推進

令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」において、雇用する外国人等への日本語学習の機会の提供または支援をすることについて、事業主の努力義務とされています。職場内でのコミュニケーションのほか、外国人労働者の能力開発や育成、適正な人事評価につなげるといった環境整備の面からも、日本語教育に関する取組を進めていただきますようお願いいたします。

令和8年6月2日

三重県中小企業団体中央会 会長 三 林 憲 忠 様

三重労働局長 渡辺 聡



三重県雇用経済部長 森吉 秀男

